

市原市水道施設台帳整理業務委託（2019）

仕様書（案）

平成31年 4月

市原市上下水道部 給水課

一般仕様書（案）

1. 総 則

1-1 委託の目的

改正水道法の改正項目の一つである「適切な資産管理の推進」の中で、点検を含む施設の維持、修繕を行うこと及び適切な資産管理の前提となる水道施設の台帳整備等が義務付けられた。

本業務は、現存している施設機器台帳、資産台帳、工事・修繕資料等を基に、必要な情報を整理し、現地との整合を図り、現状の記載事項での不足箇所の作成や今後のアセットマネジメントの実務に向けた必要事項の整理を行うことを目的とする。

1-2 適用の範囲

本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

ただし、特別な仕様については特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1-3 履行期限

本業務の履行期限は令和2年3月19日までとする。

1-4 主任技術者及び担当技術者

(1) 受注者は、適確且つ円滑に業務を行うために主任技術者及び担当技術者を配置する。なお、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者とする。

(2) 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道・上下水道部門：上水道及び工業用水道）又はR C C M（上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者とし、業務全般に渡り技術的管理を行う。

(3) 主任技術者は、1-5（5）に規定する照査結果の確認を行う。

(4) 主任技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

1-5 照査技術者

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に報告する。

- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道・上下水道部門：上水道及び工業用水道）又はR C C M（上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者とする。
- (3) 照査技術者は、照査に関する事項を定め照査計画として作成し業務計画書に記載する。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は発注者の指示する業務の項目ごとに自らのその成果の確認を行う。
- (5) 照査技術者は、照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名押印のうえ提出する。

1－6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたっては、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出する。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者届
- (4) 業務計画書（次の事項を記載する）
業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、連絡体制（緊急時含む）、照査計画
- (5) 業務完了報告書 ※成果品チェックリスト（照査報告書）添付のこと。
- (6) 成果品納品書
なお、提出された事項を変更しようとするときは、理由を明確にしたうえでその都度、監督職員と協議するものとする。

1－7 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、当該契約に基づき監督職員と常に密接に連絡を取り、その指示を受ける。
- (2) 受注者は、本業務の各作業に着手するときは、当該作業の基本方針について、監督職員の確認を受ける。
- (3) 受注者は、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、監督職員と前もって協議し、その指示に従う。

1-8 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、初回、中間（4回）、最終打ち合わせとし、業務計画書においてその実施時期を明確にすること。

受注者は、業務の性質からも、定められた打ち合わせ以外でも受注者と緊密に連絡を取り、業務をスムーズに進捗させることとする。

1-9 現場補償

本業務遂行のための補償等の対象となるものについては、事前に監督職員の指示を受けるものとするが、費用（補償も含む）は受注者の負担とする。

1-10 費用の負担

本業務上必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1-11 事故の防止

現場調査等にあたっては、障害その他事故を未然に防止するよう努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、円滑にこれを行う。

また、事故及び損害が発生した場合は受託者の負担とし、災害等の不可抗力による場合は双方協議のうえ決定する。

1-12 中立性および秘密の保持

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を保持し、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

1-13 成果品に対する責任の範囲

成果品の管理及び帰属は、全て発注者にあるものとし受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

1-14 成果品の納期

納期は委託契約書に記載されている履行期限までとしこれを遵守する。なお、納期前であっても必要に応じて業務成果の一部について提出を求める場合がある。

1-15 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に監督職員の審査を受ける。
- (2) 審査において指示された事項については、速やかにその対応を図る。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、受注者の責めに帰する瑕疵が明らかになった場合、受注者は速やかに対応を図る。

1-16 関係官公庁等との協議

発注者は、関係官公庁等と協議を必要とする時、または、協議を受けた時は、誠意をもってこれに当たり、協議内容を遅延なく、発注者に報告しなければならない。

1-17 その他

現場調査等に当たって市水道施設内に立入りをする場合は、当該施設管理者と協調を保ち、業務を行う。

2. 調査

2-1 踏査

受注者は、業務対象範囲を踏査し、地勢、地域環境について十分に把握する。

2-2 参考資料の貸与

監督職員は業務に必要な完成図書等を所定の手続きによって貸与する。

3. 成果品

3-1 提出図書

提出図書は次のとおりとする。なお、製本するサイズは、A4版を基本とする。

| | 提出図書 | 部数 |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 報告書（修正事項リスト、提言含む） パイプファイル式 | 2部 |
| 2 | 台帳電子データ | 一式 |

| | | |
|---|--------------|----|
| 3 | 会議等資料および、議事録 | 一式 |
| 4 | その他参考資料 | 一式 |

4. 業務カルテ

受注者は、契約時又は変更時において、受注金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けたうえで、受注時は契約後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行う。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを速やかに発注者に提出する。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

5. その他

本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合には発注者、受注者協議のうえ実施する。

特記仕様書（案）

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、『市原市水道施設台帳整理業務委託（2019） 一般仕様書』1-2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

2. 対象範囲

対象範囲は市原市水道事業が有する以下の施設とする。

【水道施設】

| | | |
|------|----|----|
| 取水施設 | 26 | 箇所 |
| 浄水施設 | 18 | 箇所 |
| 送水施設 | 1 | 箇所 |
| 配水施設 | 21 | 箇所 |
| 調圧槽 | 3 | 箇所 |
| 加圧所 | 12 | 箇所 |
| 合計 | 81 | 箇所 |

【管路施設】

| | | |
|-----|-------|----|
| 導水管 | 8.9 | km |
| 送水管 | 44.7 | km |
| 配水管 | 600.9 | km |

3. 業務内容

3-1 資料収集

現状の台帳状況を把握するため、既存の施設機器台帳、工事・修繕書類、資産台帳、管路情報等の各種台帳資料を収集する。

〈既存資料〉

上記水道施設81箇所の図面、施設機器台帳、工事、修繕書類、資産台帳

上記管路施設導水管8.9km、送水管44.7km、配水管600.9kmの資産台帳、管路情報

3-2 現地調査

対象となる水道施設の現場調査を行い、設備の現状、機器の仕様等を確認し収集した資料と照合する。

3-3 台帳整理・修正

(1) 既存機器台帳の整理修正

収集資料および現地調査結果を基に、機器台帳データ、工事、修繕履歴等の書類について整理・修正を行う。

修正は、施設機器台帳の電子データ（エクセル形式）を修正するものとし、未整理項目は、市と協議の上、対応を図るものとする。

また、工事書類については、最新の全体平面図、機器配置図、設備フローシート、計装フローシート、単線結線図を（PDF等）の電子データとして整理するものとし、修繕書類については、直近5年程度のものをデータ化する。

(2) 既存管路システム項目の精査

既存管路台帳システムの記入項目について、記入不足等の確認を行う。不足事項等はリストとして整理する。

なお、不足事項に関するデータ修正は本業務には含まないものとする。

(3) 資産台帳の整理

(1) 水道施設台帳の整理修正及び(2) 既存管路システム項目の精査について、資産台帳との照合を実施し、差異がある項目を明らかにする。

3-4 提言

下記についての提言を行う。

- ①アセットマネジメントの実施に関する事項
- ②今後のシステム化に向けた留意事項等
- ③既存管路システムに関する事項
- ④今後、厚生労働省から示されるガイドライン等への対応
- ⑤厚生労働省が進めている「水道 IOT 活用推進」の取組みに関する事項

3-5 とりまとめ

修正内容等を報告書としてとりまとめる。

3-6 照査

報告書や提言内容等の照査を行う。

別紙 「対象施設一覧」

| | No. | 施設名称 | 所在地 |
|------|-----|---------------|--------------|
| 取水施設 | 1 | 高滝取水場 | 市原市養老842-3 |
| | 2 | 潤井戸第1号井 | 市原市潤井戸2061-2 |
| | 3 | 潤井戸第2号井 | 市原市下野467-4 |
| | 4 | 三和第1号井 | 市原市武士312-1 |
| | 5 | 三和第3号井 | 市原市武士826-3 |
| | 6 | 海上第1号井 | 市原市分目253-1-2 |
| | 7 | 海上第2号井 | 市原市新生77 |
| | 8 | 光風台第1号井 | 市原市光風台4-496 |
| | 9 | 光風台第2号井 | 市原市光風台4-424 |
| | 10 | 三和第6号井 | 市原市光風台5-206 |
| | 11 | 戸田第1号井 | 市原市上高根758-4 |
| | 12 | 戸田第2号井 | 市原市上高根1056-3 |
| | 13 | 牛久第4号井 | 市原市大蔵200 |
| | 14 | 内田第1号井 | 市原市奥野1033 |
| | 15 | 鶴舞第1号井 | 市原市鶴舞625 |
| | 16 | 鶴舞第2号井 | 市原市鶴舞145-2 |
| | 17 | 鶴舞第3号井 | 市原市鶴舞253-1 |
| | 18 | 平三第1号井 | 市原市米原1027 |
| | 19 | 平三第2号井 | 市原市平蔵432 |
| | 20 | 東部第2号井 | 市原市新井510-1 |
| | 21 | 南部第1号井 | 市原市朝生原1232-1 |
| | 22 | 南部第2号井 (自噴井戸) | 市原市国本535-5 |
| | 23 | 南部第3号井 | 市原市万田野325-1 |
| | 24 | 南部第4号井 (自噴井戸) | 市原市国本492-1 |
| | 25 | 月出第1号井 | 市原市月出1044-1 |
| | 26 | 石塚第1号井 | 市原市石塚233 |
| 浄水施設 | 1 | 新井浄水場 | 市原市新井731 |
| | 2 | 潤井戸浄水場 | 市原市潤井戸2061-2 |
| | 3 | 武士浄水場 | 市原市武士312-1 |
| | 4 | 三和浄水場 | 市原市武士826-3 |
| | 5 | 分目浄水場 | 市原市分目253-1-2 |
| | 6 | 光風台浄水場 | 市原市光風台4-496 |
| | 7 | 戸田浄水場 | 市原市上高根1056-3 |
| | 8 | 大蔵浄水場 | 市原市大蔵200 |
| | 9 | 内田浄水場 | 市原市奥野1033 |
| | 10 | 鶴舞浄水場 | 市原市鶴舞145-2 |
| | 11 | 米原浄水場 | 市原市米原1027 |
| | 12 | 平蔵浄水場 | 市原市平蔵432 |
| | 13 | 東部第2浄水場 | 市原市新井510-1 |
| | 14 | 朝生原浄水場 | 市原市朝生原1232-1 |
| | 15 | 国本浄水場 | 市原市国本492-1 |
| | 16 | 万田野浄水場 | 市原市万田野325-1 |
| | 17 | 月出浄水場 | 市原市月出1044-1 |
| | 18 | 石塚浄水場 | 市原市石塚233 |

別紙 「対象施設一覧」

| | No. | 施設名称 | 所在地 |
|------|-----|----------|---------------|
| 送水施設 | 1 | 新生中継ポンプ場 | 市原市新生77 |
| 配水施設 | 1 | 牛久配水池 | 市原市西国吉130-1 |
| | 2 | 三和配水池 | 市原市勝間1215-2 |
| | 3 | 市津配水池 | 市原市大作99-25 |
| | 4 | 瀬又配水池 | 市原市瀬又1740-1 |
| | 5 | 潤井戸配水池 | 市原市潤井戸2061-2 |
| | 6 | 海上配水池 | 市原市分目467-1 |
| | 7 | 光風台第1配水池 | 市原市光風台4丁目502 |
| | 8 | 光風台第3配水池 | 市原市光風台4丁目496 |
| | 9 | 戸田配水池 | 市原市上高根1056-3 |
| | 10 | 大蔵配水池 | 市原市大蔵200 |
| | 11 | 内田配水池 | 市原市奥野1050 |
| | 12 | 鶴舞配水池 | 市原市鶴舞145-2 |
| | 13 | 米原配水池 | 市原市米原330-2 |
| | 14 | 平蔵第1配水池 | 市原市平蔵432-2 |
| | 15 | 平蔵第2配水池 | 市原市平蔵433-1 |
| | 16 | 東部第2配水池 | 市原市新井510-1 |
| | 17 | 夕木配水池 | 市原市戸面441-2 |
| | 18 | 国本配水池 | 市原市国本492-1 |
| | 19 | 万田野配水池 | 市原市万田野325-1 |
| | 20 | 月出配水池 | 市原市月出924-2 |
| | 21 | 石塚配水池 | 市原市石塚233 |
| 調圧槽 | 1 | 皆吉団地調圧槽 | 市原市皆吉1571-474 |
| | 2 | 米原調圧槽 | 市原市米原2224 |
| | 3 | 菅野調圧槽 | 市原市菅野213-2 |
| 加圧所 | 1 | 奈良加圧所 | 市原市奈良435-5 |
| | 2 | 瀬又加圧所 | 市原市瀬又969-18 |
| | 3 | 松崎加圧所 | 市原市松崎65-4 |
| | 4 | 櫃狭加圧所 | 市原市土宇1427-153 |
| | 5 | 皆吉団地加圧所 | 市原市皆吉741 |
| | 6 | 米原加圧所 | 市原市米原2274-2 |
| | 7 | 古敷谷加圧所 | 市原市古敷谷2534-5 |
| | 8 | 朝生原加圧所 | 市原市朝生原140-2 |
| | 9 | 芋原加圧所 | 市原市折津812-2 |
| | 10 | 戸面加圧所 | 市原市戸面251 |
| | 11 | 菅野加圧所 | 市原市菅野32-3 |
| | 12 | 田淵加圧所 | 市原市田淵602-7 |